

年十月八日御留守中定書に、城中所々番人無懈忘可相勤、自然替時分相番人遅参候はゞ、人持番へ斷り得指圖可罷歸。と云ふヶ條ありと。下學老談にも、昔三の丸人持番ありし事、今に人々云ひ傳ふれど、其の詳かなる事見あたらす。三、丸舊記にも、見えず。但し寛文元年十月八日の定書に云々と云ふヶ條あり。ますれば寛文の頃迄は、人持番有りしと見ゆ。人持と云ふ名目は、織田家に有りし由武家混目集に見ゆ。天正二十年六月豊臣秀次公の軍法出令第一條に見ゆれば、織田家よりの名目にてもあるか。當家の舊記(文)には、元祿三年の年頭御禮を初めとす。其の後は往々見ゆ。寛永四年の土帳に、六組ありて組衆は、皆高知の面々にて、今の人持中の先祖多し云々。今按ずるに、人持組は皆高知の大身者なるが故に、高知番所と呼べり。

○物頭番所

三州志來因概覽附錄に云ふ。昔は三、丸に物頭在直す。脇田丸兵衛直賢江守角左衛門是肩物頭たる時、直日には祇園の福壽院三、丸に來り、恒に連歌の相手をなすと。又三、丸書出物の内に、近年御番所無沙汰に候。風呂立候事御停止。

と云ふ事もある由。彼是古代素簡の風俗察すべし。文祿三年年頭の御禮に、中祿以下の諸士紙子を着して御禮せしなど引合はせ見るに、今日に比すれば皆古風なる事也。

○馬廻組番所

三州志來因概覽附錄に云ふ。馬廻番士、貞享元年までは三、丸橋爪、玉泉丸、七十間門、金谷門、裏式臺、土橋、此の七ヶ所に直する處、此の年十月より橋爪と裏式臺とは、馬廻番相止み、組外の士番直す。其の後又直法屢轉す。といへり。平次按ずるに、右直番所の中にも、三、丸の番所は、城内表向の番所なりし故に、寶永元年迄は番所に鎗、棒などの飾道具ありたりと見えて、寶永元年に取除かられたるよし。その時の通知左の如し。

三之御丸御番所に有之御鎗取除候様に、今般被仰出候條、右御鎗御武具方被相渡候様に、御馬廻御番人中被申渡、尤齋藤吉左衛門可有示談候。以上。

甲申八月廿九日

玉井勘解由判

御馬廻組頭衆中

覺

三之御丸御番所に有之候。

一、御鎗

拾筋

内 加州住藤原信忠

二本

加州住藤原盛種

二本

加州住藤原兼春

一本

金澤住藤原信友

一本

加州住清 光

一本

兼 若

一本

兼 裏

一本

勝 國

一本

右御鎗、今般取除き候様被仰出候條、御武具方へ可相渡旨、玉井勘解由被申渡候旨、御馬廻頭御用番神尾主殿申渡候に付、則御鎗相渡候條可有御請取候。以上。

寶永元年九月十日

三之御丸當番人連名 判

安田又助殿

田邊覺丞殿

横井源衛殿

覺

三之御丸御馬廻御番所に有之候。

一、棒

拾本、内五本損有之候。

右三之御丸御番所に有之候棒、御普請道具支配人へ相渡候様、玉井勘解由被申渡旨、御馬廻頭御用番神尾主殿申渡に付、則相渡候條、可有御請取候。以上。

寶永元年九月十日

三之御丸當番人連名 判

秋元平八殿

○南 門

此の門は三、丸より鶴丸へ通ふ往來門にて、兩曲輪の境なる堀は、所謂土橋なり。金城深秘錄に、御燒失以前、三の御丸南御門は、末森大手の門の材木也と申傳候。といへり。今按ずるに、御燒失とは寶曆九年四月、城内燒亡をいへり。又末森の大手門は、能登國羽咋郡末森古城跡を見るに、大手樓門の遺蹟とて、于今礎石往來の左右に其のまゝ、残り。三州志古墟考にも、西に九間許に十一間餘、此所に櫓門跡ありと。此の地にありし門なるべし。

○河北門

此の門は、追手の正門にて、此の門外は新丸といへり。廢